

## 総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和4年6月20日（月）  
午前9時24分 開会  
午前11時56分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 村岡 峰男  
副委員長 松井 正志  
委員 浅田 徹、太田 智博、  
小森 弘詞、田原 宏二、  
前田 敦司
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 山本慎二
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務委員長 村岡 峰男

# 総務委員会（分科会）次第

2022年6月20日（月） 9：30～  
第1委員会室

- 1 開会
  
- 2 委員長あいさつ
  
- 3 協議事項
  - (1) 付託・分担案件の審査について〈2頁〉
    - ア 委員会審査
  
    - イ 分科会審査
  
  - (2) 意見・要望のまとめについて
    - ア 委員会意見・要望のまとめ
  
    - イ 分科会意見・要望のまとめ
  
  - (3) 市民との意見交換会について
  
  - (4) 閉会中の継続審査申出について〈4頁〉
  
- 4 その他
  
- 5 閉会

## 令和4年第3回豊岡市議会（定例会）議案付託表

### 【総務委員会】

報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第7号 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

第48号議案 物件購入契約の締結について

第52号議案 物件購入契約の締結について

第54号議案 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

第59号議案 豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

### 【総務分科会】

報告第4号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第8号 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第21号）

第61号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）

第64号議案 令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）

《参考》 報告案件議案所管分

### 【総務委員会】

報告第5号 令和3年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

2022年度 豊岡市議会総務委員会名簿

2022年6月20日(月)

【総務委員】

委員長	村岡 峰男
副委員長	松井 正志
委員	浅田 徹 太田 智博 小森 弘詞 田原 宏二 前田 敦司

7名

【説明員】 ※出席者に着色しています

議会事務局 議会事務局長 熊毛 好弘 議会事務局次長 坂本 英津子	地域コミュニティ振興部 コミュニティ振興課長 若森 和歌子
政策調整部 政策調整部長 塚本 繁樹 政策調整部次長兼公共施設マネジメント推進室長 久保川 伸幸 秘書広報課長 山口 繁樹 秘書広報課参事 小野 弘順 政策調整課長 井上 靖彦	市民生活部 税務課長 宮崎 雅巳 税務課参事 瀬崎 晃久
総務部 総務部長(会計管理者) 堂垣 真弓 総務部次長兼ジェンダーギャップ対策室長 土田 篤 総務部次長(キャリアデザイン・ハラスメント担当)兼ジェンダーギャップ対策 岸本 京子 総務課長 太田垣 健二 総務課参事(文書法制担当) 宮代 将樹 人事課長 小川 琢郎	城崎振興局 地域振興課長 藤原 孝行
デジタルトランスフォーメーション推進部 デジタルトランスフォーメーション推進部長 谷口 雄彦 DX・行財政改革推進課長 若森 洋崇 情報推進課長 中奥 実	竹野振興局 地域振興課参事 山根 哲也
	日高振興局 地域振興課長 池内 章彦
	出石振興局 地域振興課長 午菴 晴喜
	但東振興局 地域振興課長 道下 一
	会計課 会計課長 西村 嘉通
	消防本部 消防長 井崎 博之 消防本部次長兼総務課長 上田 有紀 消防本部参事兼豊岡消防署長 川見 真司 予防課長 井上 光彦
	選挙管理委員会・監査委員事務局 選管監査事務局長 中川 光典
	説明員計 16名

【担当事務局職員】

議会事務局主幹兼議事係長	山本 慎二
--------------	-------

計 24名

## 午前9時24分 委員会開会

○委員長（村岡 峰男） おはようございます。定刻前ですけれども、おそろいですので、始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

改めまして、おはようございます。毎日暑いですね。豊岡市がこの時期また有名になることがちょこちょこあるんですが、連日5本の指に入るような暑さです。昨日も32。何ぼかな、暑いですが、今も副委員長と話しとったんですけども、マスクをしとったら余計に暑いんですけども、我慢をしながら、できるだけ要領よく、早く終わるように暑さに負けず頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は当局の欠席はありませんね。（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）補助員もありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

本日は、議案審査の終了後、政策調整課から報告事項がございますので、委員の皆さんはご承知おきをお願いをします。

まず、当局からパソコン2台を持ち込みたい旨の申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

委員の皆さんはSide Books上のフォルダ、ホーム、総務委員会、総務04.06.20が本日の委員会のフォルダですので、そこに本日の委員会の資料を配信しております。

なお、5月27日開催の議運の結果報告にありましたように、承認の必要のない報告案件は、今回から委員会に付託されていませんが、委員会でも必要に応じて質問できる取扱いとなりますので、ご了承願います。

委員の皆さん並びに当局職員の皆さんは、質疑、答弁に当たりましては、要点を押さえ、簡潔、明瞭に行っていただき、スムーズな議事進行にご協力をお願いをいたします。

なお、委員会及び分科会での発言は、委員長、分科会長の指名の後、マイクを使用して、課名と名字を名のってから行っていただきますよう、お願いをいたします。

それでは、これより3番、協議事項、（1）の付託・分担案件の審査について、アの委員会審査に入ります。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第7号、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 13ページをご覧ください。報告第4号のうち、専決第7号、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その一部が令和4年4月1日から施行されることに伴い、関係する市税条例につきまして所要の改正を行い、3月31日に専決処分を行ったもので、地方自治法の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

17ページをご覧ください。条例案要綱により説明いたします。

1の改正内容です。（1）では、個人の市民税の寄附金税額控除について、公益社団法人及び公益財団法人に旧民法法人を含む規定を削ることを定めています。これは、新たな公益法人制度の創設時に、旧民法法人のために設けられた移行のための経過措置の適用期間を過ぎたため削除するものでございます。

（2）では、熱の損失の防止に資する改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置について、要件となる改修工事を追加することを定めています。これは、省エネ改修を行った住宅に関わる軽減措置について、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて貢献できるよう減額措置の拡充及び対象期限の延長がなされ、市税条例に係る規定を改正するものでございます。

（3）では、土地に係る固定資産税について、令和4年度に限り、商業地等に係る前年度の課税標準額に負担調整措置として加算する額を評価額の

5%から2.5%とすることを定めています。これは、コロナ禍において景気回復のための措置でございます。

そのほか、所要の規定の整理を行っております。

2の附則では、(1)で、この条例は令和4年4月1日から施行すること、(2)で、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めています。

18ページから22ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員(松井 正志) せっかくの機会ですので、ちょっと教えてください。

固定資産税の負担調整措置として評価額を2分の1になるんですけども、これに伴う影響額っていったら大体どのぐらいを想定されてるのかということと、さらに、これが減れば交付税が増えるということになるんですけども、何か特別な交付税以外の国の支援があるかどうか、その2点を教えてください。

○委員長(村岡 峰男) どうぞ、答弁願います。

○税務課長(宮崎 雅巳) これに係る今年度の対象筆数は4筆ありまして、実際、影響額についてちょっと手元には資料を持ってません。(「4筆」と呼ぶ者あり)4筆、ごく僅かです。大きな影響はないものと思われま。

交付税措置について、それ以外の措置についてはないものと承知しております。

○委員(松井 正志) 分かりました。いいです。

○委員長(村岡 峰男) いいですか。

ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) では、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決

定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村岡 峰男) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決第7号は、承認すべきものと決定しました。

次は、第48号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中防災課長。

○防災課長(畑中 聖史) それでは、議案書の99ページをご覧ください。第48号議案、物件購入契約の締結についてをご説明いたします。

本案につきましては、消防団に配備しております資機材のうち、老朽化した小型動力ポンプ積載車2台と小型動力ポンプ3台を更新することについて、議会の議決をお願いするというものでございます。

小型動力ポンプ積載車につきましては2台、日高消防団の11分団と14分団です。小型動力ポンプの3台は、竹野消防団の2分団と5分団、それから日高消防団の18分団でございます。契約の方法は指名競争入札、契約の金額は、消費税込みで2,992万円であります。その他につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○委員長(村岡 峰男) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員(太田 智博) 別に問題はないんですけど、ちょっと確認のために1点教えていただきたいんですけど、指名競争入札ということで、何社ぐらいに指名されてるんですか。

○委員長(村岡 峰男) 答弁願います。

どうぞ。

○防災課長(畑中 聖史) 業者数は10社でお願いしておりまして、辞退が3社ありまして、7社での指名競争入札ということになっております。

○委員(太田 智博) ありがとうございます。

○委員長(村岡 峰男) いいですか。

ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） いいですか。質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第52号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

川見消防本部参事兼豊岡消防署長。

○消防本部参事兼豊岡消防署長（川見 真司） それでは、議案書の111ページをご覧ください。第52号議案、物件購入契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、豊岡消防署日高分署配備の消防ポンプ自動車を更新するものであり、契約方法は指名競争入札で、契約金は5,434万円、消費税込みです。その他は記載のとおりでございます。

なお、更新いたします車両は、現在、出石分署、城崎分署、竹野出張所に配備しております車両と同タイプのもので、参考資料といたしましてイメージ図を添付しておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（小森 弘詞） 確認と教えていただきたいんですけども、最近、自動車の納品が非常に滞っていると聞いておるんですけども、こういう特殊車両についてはそういった問題はないのか、納期どおり入るのか、教えてください。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○消防本部参事兼豊岡消防署長（川見 真司） 納期

につきましては、メーカーのほうにも確認いたしました。結果、2月の28日を納入期限としておりますが、それまでには必ず、今のところは納入可能だというふうなことで聞いております。以上でございます。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

ほかはどうですか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 関連して、今の質問で、非常にいい論点であったんですけども、2月という納入期限というのは、通常の、これまでと同じぐらいの期間の納期なのか、それとも何か影響があつての納期なのか、その辺りを教えてください。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○消防本部参事兼豊岡消防署長（川見 真司） 先ほどの件ですけども、現在、半導体の関係で、今では2月の28日頃には入ります、2月の28日までには入るとのことなんですけども、通常であれば年内、年内いっぱいぐらいをめどにというふうなことで聞いてますので、1月、2月ということで、2か月程度は遅れるような見込みにはなってます。以上です。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

どうぞ。

○委員（前田 敦司） すみません、本当に不勉強であれなんですけど、今回車両の更新をされた際に、前の車両はどうなるんですか。既存の車両とどうですか、お願いします。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○消防本部参事兼豊岡消防署長（川見 真司） 以前でしたらオークションのほうというふうなことで、財政課のほうと調整をいたしましてというふうなことだったんですけども、結構老朽化が激しくて、さび等があるんですけども、財政課と協議をいたしまして、オークションに出せるものでしたらオークションに出していこうというふうな考えはあります。以上でございます。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（前田 敦司） ありがとうございます。ぜひ、

少しでも値がつけばいいのかなと思ったりします。  
以上です。

○委員長（村岡 峰男） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第54号議案、豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎 雅巳） 115ページをご覧ください。第54号議案、豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備のため所要の改定を行うものです。

121ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正内容の（1）の第1条関係では、まず、アとしまして、固定資産税課税台帳の閲覧、記載事項の証明書の交付、納税証明書の交付手数料について、地方税法の閲覧等の特例による住所に代わる事項が記載されている場合においても徴収することを定めています。これは、新たに設けられましたDV被害者等の保護のための制度に関連するもので、DV被害者等から登記所に申出があった場合は、証明書交付時に登記簿上の住所を記載せず、住所に代わる事項、ダミー住所を記載することとされ、市税関係にも同様の措置が必要となります。その場合も手数料は徴収するというものでございます。

イでは、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲

渡所得金額に係る所得の課税について、確定申告書等の記載により行うことを定めています。これらの課税について、所得税と個人住民税で異なる課税方式が選択可能となっていました。一体として課税されることとされてきたことなどを踏まえ、課税方式を一致させるものでございます。

ウでは、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者の配偶者特別控除に関する要件を見直すこと。

エでは、給与所得者の扶養親族等申告書について、その記載事項に対象となる配偶者の氏名を追加すること。

オでは、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定配偶者を有する者の申告義務を追加し、その申告書の記載事項に特定配偶者の氏名を追加することを定めています。

そのウからオにつきましては、地方団体が賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう、扶養親族申告書等の記載事項等に関し規定したものでございます。

カでは、住宅借入金等特別税額控除について、対象を居住年が令和7年までのものとし、適用期限を令和20年度まで延長することと改正しています。住宅ローン控除額のうち所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する制度について、控除限度額の縮減の上、延長するものです。なお、この措置に係る減収額は全額国費で補填されることとなっております。

そのほか所要の規定の整理を行っております。

（2）の第2条関係では、第1条の豊岡市市税条例の一部改正による扶養親族等申告書に係る規定の改正に伴い、所要の規定の整理を行っております。

2の附則では、（1）で、この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めるとともに、（2）から（4）では、それぞれこの条例の施行に係る所要の経過措置を定めることとしております。

123ページから134ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。



○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。ありませんか。

なかったら、私が。

○副委員長（松井 正志） どうぞ。

○委員長（村岡 峰男） 1つだけ教えてください。

（1）番のウに関連をして、市民税の申告書の提出を要しない者っていう文言なんです、市民税の申告書の提出を要しないっていうのは、所得税の申告をした人とか、あるいは低所得で収入がないとか、いろいろあると思うんですが、所得がなくなって申告をしなかった場合に、市民税の申告をしなかった場合に、一律の、例えば国民健康保険税であるとか等々に、どちらかといったら不利益にならへんかっていう話があって、所得がなくなっても申告はしたほうがいいんだよっていう話が聞くんなんですが、そういうことはあるのかどうかということと、それに関連をして、随分以前には全所帯に市民税の申告用紙が配布されましたよね。ところが、それはもうなくなって、から余計に市民税の申告の数が減ってると思うんですが、それと相まって、申告をしなかったら不利益を被るということはないのか、あるのかだけ聞かせてください。

どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 申告しなかったから不利益があるということはないと思われませんが、ちょっと一度確認をしてから答えさせてください。

申告が必要なのに申告するという事は、当然そんなことで不利益があってはならないとは思ってますが、担当に一度確認してから答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（村岡 峰男） じゃあ、後でお願いします。

ほかはないですか。

〔質疑なし〕

○委員長（村岡 峰男） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次は、第59号議案、豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中川選管監査事務局長。

○選管監査事務局長（中川 光典） 議案書の177ページをご覧ください。第59号議案、豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

内容につきましては181ページの条例案要綱をご覧ください。

まず、（1）の選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の改正内容につきましては、選挙運動に係る自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成に関して、公職選挙法施行令の改正に伴い、これらに係る公費の支払い額を引き上げるため所要の改正を行うものでございます。

また、（2）の豊岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の改正内容につきましては、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、選挙立会人等の報酬の額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める費用の額と同額とするため所要の改正を行うものでございます。

182ページの新旧対照表をご覧ください。選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に係る部分ですが、選挙運動用自動車の使用など、それぞれの選挙運動に係る経費の公費支払い限度額についての変更金額をそれぞれ記載しております

ので、ご覧いただければと思います。

次に、豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に係る部分ですが、185ページの新旧対照表をご覧ください。この表では、国の基準が変更されるたびに条例改正をしなくてもいいように、ご覧のような記載に変更しております。

現在の国の基準に定める具体的な報酬額につきましては、既に配付させていただいております資料をご覧ください。資料のほう、ご確認いただけますでしょうか。例えば、表の中、選挙長の1回当たりの金額を1万300円から1万800円に変更するなど、以下の非常勤特別職について、400円から600円の増額となっています。増額割合としましては5%程度となっております。

表中の1回と日額というふうに今回区別させていただいておりますのは、それぞれの職務の性質上、例えば開票管理者など開票に係る職務は日をまたぐ、例えば深夜零時を超えるというような可能性が高いため、日額という単位ではなく1回というふうに表記させていただいております。配付資料の説明は以上です。

次に、附則でございますが、施行期日につきましては令和4年7月1日としております。また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の条例は、この条例の施行の日以降その期日を公示または告示される選挙について適用するものとしたしております。

説明は以上です。

○委員長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 報酬の改定の関係で、国の法律が変わったということなんですけども、国の法律の額が変わった理由っていうのは何かあったのでしょうか。要するに物価だとかいろんな、賃金の水準が上がったんだとか、そういうふうなことの根拠が変わったということなのか、国のほうが額が変わった理由を教えてください。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） 委員のおっしゃいますとおり、国の基準の変更はおおむね参議院選挙のある年ごとにと言われております。ということで、3年ごとということですけども、おっしゃるとおり、物価水準だとかそういったものを指標に変更されてるというふうに聞いております。以上です。

○委員（松井 正志） まあ、それはそういう理由で改定されて、それはそれでいいと思うんですけども、一方で投票事務に当たられる職員の方というか、選管が雇用されてる、いわゆる職員皆さんへの報酬、報酬というんか、何ていうんですかね、謝礼というんか、それはどんな感じで、要するにこの改定に伴って上げるか上げないかを検討せんなるのか、いやそれはまた別の基準で考えるのか、それ辺りの考え方も教えていただければと思います。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） 職員につきましては、特別職でなくていわゆる我々職員につきましては、基本的には給与を基準に計算されておりますので、物価だとかそういったことに左右されることはありません。以上です。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○委員長（村岡 峰男） ほかはございませんか。

なかったら、私のほうから1点だけ。

○副委員長（松井 正志） どうぞ。

○委員長（村岡 峰男） 変更後の報酬で、変更前は全て「回」ですね、今度は「回」と「日額」に変わってるんですが、例えば投票の立会人なんかは時間が長いから、午前だけ、午後だけって分かれる人があるんですが、その場合にこれはどういう計算をされるのでしょうか。

どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） 今、委員長おっしゃいましたとおり、基本的に立会人さんは、午前中で終わる方あるいは丸一日いらっしゃる方もいらっしゃるし、それから、投票時間を早く切り上げる投票所もございます、そういった場合は、今まで慣例に伴って金額を変更させていただいてお

ります。例えば半日であれば2分の1支払いをさせていただいておられます。短い時間であれば何%というような形で計算をしてお支払いをさせていただいているのが現状でございます。以上です。

○委員長(村岡 峰男) 了解です。

それと、もう1点だけ。期日前投票と不在者投票が、この額も違うんですが、実際には何が違うの。

どうぞ。

○選管監査事務局長(中川 光典) 期日前投票所の立会人はいわゆる一般的な投票所での立会人、投票管理者と一緒に並んで座っておられるというイメージをお持ちだと思います。それから、不在者投票施設の投票立会人っていうのは、例えば各施設、たじま荘でしたり、そういった福祉施設などの立会人になりますので、特別な作業も若干伴うような立会人でございます。そういったところで、同じ立会人ですけども、若干、場所とそれから業務が、ほとんど業務自体は大きく変わらないんですけども、異なるというようなことで、こういった金額の違いがあります。以上です。

○委員長(村岡 峰男) なるほど、分かりました。

ほかはいいですか。

[質疑なし]

○委員長(村岡 峰男) それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡 峰男) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(村岡 峰男) ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前9時56分 委員会休憩

午前9時56分 分科会開会

○分科会長(村岡 峰男) 分科会を開会いたします。

それでは、これより3番の協議事項、(1)付託・分担案件の審査について、イの分科会審査に入ります。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第8号、令和3年豊岡市一般会計補正予算(第21号)を議題といたします。

報告第4号、専決第8号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入予算補正及び地方債補正についてであります。

当局の説明を求めます。

長谷川財政課長。

○財政課長(長谷川幹人) 戻っていただきまして、23ページをご覧ください。専決第8号、令和3年度一般会計補正予算(第21号)でございます。

本件につきましては、地方自治法の規定によりまして、3月31日付で専決処分をしたものでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ6億6,490万7,000円を追加、総額を542億4,436万5,000円としたものでございます。

第2条で、地方債の廃止及び変更を行っております。

補正予算の概要ですが、この21号補正につきましては、令和3年度予算の最終の補正で、歳入は地方譲与税、各種交付金、特別交付税の額の確定による補正と、市債の借入額の確定による補正が主なものとなっております。

歳出につきましては、基金積立てのほか、ほとんどが市債の額の確定による財源更正でございます。概要は以上でございます。

続いて、財政課所管分を説明いたします。

まず、歳出でして、62ページ、63ページをご覧ください。歳出補正予算総括表では、まず、総務費の主な内容欄の基金管理費です。約6億7,000万円となっておりますが、内訳としましては、財政調整基金が1億円、市債管理基金が約5億7,000万円となっております。その財調の1億円ですが、専門職大学に対して行う8億円の寄附に係るも

のです。同大学は既に開学しております、寄附金も支出済みではありますが、予定どおり8億円相当額を積み立てる、現在でいいますと補填していくといったこととなります。今回で4回目ということになりまして、既に4億円を積立て、補填ができたということになります。

市債管理基金5億7,000万円につきましては、現庁舎の、この新しい庁舎の償還財源を実は2023年度まで分しか積み立てていないということもありましたので、今回、償還が終了する2028年度分まで償還財源を積み増していくということになります。

2行目の市債利子及び一時借入金利子は、合計で516万2,000円減額ということにしております。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましては、戻っていただきまして、60ページ、61ページをご覧ください。2款地方譲与税から13款の交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付額が確定しましたので、今回補正をいたしております。

その中の12款をご覧ください。地方交付税の特別交付税につきましては、3億135万6,000円を増額しており、総額で約29億円といったことになっております。昨年度と比較して、約3億2,000万円の増ということで、全国9位の交付額ということになります。

増額となった主な理由につきましては今回の大雪でして、除排出経費の増額に係るものということになっております。

次に、17款県支出金の市町振興支援交付金は、交付額の確定による減額。18款財産収入、1行目、土地売払収入、不用物品売払収入は、それぞれ収入済額に合わせて増額補正するものです。

2行目の有価証券等売払収入につきましては、土地開発公社の解散に伴う出資金の返還でして、歳入科目を諸収入から組み替えたといったこととなります。

20款繰入金の1行目、財政調整基金の繰入金の減額ですが、一般財源の不足分として繰り入れてい

た分を今回全額減額しまして、これで最終の繰入額、これは、あくまでも一般財源の不足分に限定するんですが、につきましては、ゼロ円ということになります。その右の市債管理基金繰入金につきましては、額の確定による減額。

3行目の被災者生活再建支援基金繰入金は、コロナ対策の緊急雇用維持事業の財源をこの被災者基金から地方創生臨時交付金に振り替えたことによる減額といったこととなります。

22款諸収入の兵庫県市町村振興協会市町交付金は、宝くじの収益による交付金でして、額の確定による増額といったこととなります。

23款市債につきましては、当委員会関係では、8行目左側の消防防災施設整備事業債の消火栓の分の減額といったこととなります。

なお、27から29ページに、地方債補正の廃止及び変更を計上しておりますが、先ほど申し上げました市債の説明と重複しますので、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 特別交付税についてですけども、以前の議案勉強会の際に、長谷川課長が特別交付税を説明された際に、除雪の関係だったか2億円が後で返さなんだったか、そういうふうな調整せんなんというようなことを聞いたと思いますが、その話をちょっと説明していただきたいということが1点と。もう一つは、今回の特別交付税の要望額について、市長のほうから二十何億を試算してたんだけど、その後ちょっと上積みをして、さらに26億円だか27億円を要望したのに対して、要望額を上回る交付額があったという説明を市長がいろんな場で説明をされとることがあって、普通は、特別交付税で要望額を上回って交付されるっちゃうことはありえれへんので、非常に僕はまずいと思ってるんだ、ああいう発言っていうのは。だから、そこから辺は、ちょっとまた内部的にやんわりと制度の仕

組みであるとかそういうことを説明しておいてあげとかなないと、何か勘違い、一般の方が勘違いされることがあるので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○財政課長（長谷川幹人） 委員おっしゃるとおりでして、実は、除雪の国庫補助金が追加で2.3億円増額になりました。これが3月に交付決定がありまして、実は、特別交付税の算定の際には、その2.3億円を控除しなければならぬんですけど、3月交付ということもありまして、その2.3億円を控除できなかったといったことになります。ですので、2022年度、今年度に2.3億円が特別交付税が、多分減額になるといったことになりますので、ちょっと喜ばしいことではなくて、その分は減るといったことになります。

2点目の件ですけど、当初26億円の要望で、最終的には28億円。（「27億円」と呼ぶ者あり）27億円。谷先生のご尽力もあったということも聞いておまして、想定よりも……。〔発言する者あり〕一応、要望してまして、除雪経費が必要といったことでもありましたので、追加で要望したといった経緯があります。ただ、当初の特別交付税の要望額よりも増えたということも事実でありますけど、あくまでもイレギュラーということもありますので、市長のほうには、その辺りは十分に説明はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 十分それ理解をしてしゃべっていただいたらいいんですけども、その要望額を上回って国から交付があったというようなことはね、非常におかしいしまずいので、それだけよろしくお願ひします。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

○委員（松井 正志） はい。

○分科会長（村岡 峰男） ほかどうぞ。ありませんか。いいですか。

〔質疑なし〕

○分科会長（村岡 峰男） ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第8号は、承認すべきものと決定しました。

次は、第61号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

第61号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正及び債務負担行為補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入等を一気に説明願ひします。なお、説明に当たっては、資料のページ番号をお知らせください。質疑は説明が終わった後に、一括して行ひます。

それでは、順次説明願ひします。

財政課長からお願ひいたします。

どうぞ。

○財政課長（長谷川幹人） 議案書、213ページをご覧ください。

第61号議案、令和4年度一般会計補正予算（第3号）でございます。第1条で、歳入歳出それぞれ1億3,605万1,000円を追加。総額を48億1,911万7,000円とするものでございます。第2条で、債務負担行為の追加を、第3条で地方債の変更を行っております。

この補正予算の概要ですが、通常の6月補正分として緊急、やむを得ない事業の追加等々、コロナウイルス感染症対策事業の追加等を行っております。

なお、コロナ対策につきましては、速やかな実施が必要な事業につきましては、補正予算（第2号）として、6月3日の議会開会日に議決をいただいております。ですので、通常のコロナ対策といったこ

とを今回は上げてるといったこととなります。

財源につきましては、246ページ、247ページをご覧ください。国庫支出金等のほか、一般財源につきましては、財政調整基金繰入金を充てることとしております。当委員会が所管する歳入ですが、国庫支出金の主な内容欄の一番下左側の地方創生臨時交付金、これが3,041万8,000円、県支出金、6行目左側の参議院議員選挙事務544万4,000円、先ほど申し上げましたように、繰入金の財調の5,094万円、諸収入、2行目左側のコミュニティ助成事業費交付金500万円でございます。概要は以上でございます。

続いて、財政課分を説明いたします。216ページをご覧ください、216ページ、債務負担行為の分です。債務負担行為補正の一番上、市有財産売却支援業務でございます。私有地の売却を民間不動産取引業者へ委託するもので、今年度、2022年度も859万1,000円を予算化しておりますが、より効果的な売却を目指すといったことでありますので、単年度ではなくて複数年、2年間の事業を実施したいということで委託を行うための債務負担行為でございます。

財政課の説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、コミュニティ振興課長ですか。

どうぞ。

○コミュニティ振興課長（若森和歌子） 資料は230ページになります。230ページ、下から3行目、32、地域コミュニティ推進費の歳出になります。

231ページをご覧ください。説明の欄に記載しておりますコミュニティ事業補助金で、500万円を計上しております。これは、一般財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業として、コミュニティ活動に係る必要な備品や、それから活力ある地域づくりのための事業を行う際の助成事業として募集が行われている事業で、いわゆる宝くじの助成と言われているものです。豊岡市では、この助成事業については、地域コミュニティ組織を対象としておりまして、2つの地域コミュニティのほうから

希望があったため申請していたんですが、2022年の3月の末に、その申請あった2つの組織の事業が採択されたため、その交付決定額を補助金として交付するものです。

500万円なんですけれども、2つの組織で、1つは、中筋地区のコミュニティが申請されたコミュニティ活動の備品です。内容としましては、折り畳みのステージやその台車、それから発電機などの備品購入費用です。250万円の申請に対しまして、250万円の補助金が決定をされております。それから、もう一つは、高橋地区のコミュニティが申請された公園の遊具と、それから健康づくり器具ということで決定をされました。事業費としては、292万500円の事業費に対し、250万円、上限額になるんですけれども、250万円の補助金の交付となります。

その歳出額に伴う歳入としまして、資料は228ページ、諸収入の雑入になっております。229ページに説明の欄に書いてるんですけれども、補助金・交付金として、コミュニティ助成事業交付金500万円を計上してございまして、歳出歳入と同額となっております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、午菴出石振興局地域振興課長。

どうぞ。

○出石振興局地域振興課長（午菴 晴喜） 資料戻っていただきまして、216ページをご覧ください。

債務負担行為補正の一番下段になります。出石史料館指定管理料といたしまして、新たな期間5年間、前回と同じになりますけれども、指定管理料の限度額を設けようとするものでございます。説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、西村会計課長。

どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） それでは、会計課関係分についてご説明させていただきます。

議案の230ページでございます。歳出で、総務費のそのページの一番上で、4の会計管理費でございます。

231ページの説明で、役務費の手数料としまして247万5,000円を上げております。これにつきましては、現在、市の指定金融機関として公金の収納、集約、あるいは支出等の事務を取り扱っていただいております但馬銀行への事務手数料でございまして、当初予算におきまして、これまで毎年と同様に、年間22万円の手数料をいただいておりますが、今回これにつきましては、金額等契約を見直して増額をしようとするものでございます。

こうした手数料の見直しにつきましては、本市に限らず、近年全国的な動きとして出てきておりました、これまで自治体の指定金融機関が行う公金の取扱いに対し、自治体が負担する手数料が大変安価だというようなケースが一般的に多く見られたということが経過としてございます。こうした中で、本市においても、昨年、但馬銀行さんのほうから手数料の引上げを求める申入れがございまして、交渉を行ったものでございます。

補正金額の考え方ですけれども、現在の手数料が年間で22万円のところ、税込みで330万円増額し、年額ベースで352万円といたします。ただ、今回は年度途中となりますので、6月までは旧料金、7月以降は新料金、それぞれ月割りで案分をいたしまして、当初予算額との差額を計上しているものでございます。説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 続いて、中川選管監査事務局長。

どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） 議案書の233ページをご覧ください。

上から2段目です。総務費、参議院議員選挙費の消耗品費544万4,000円を計上しております。内容は、参議院議員通常選挙を執行するために、ポスター掲示場を設置しますが、昨今の輸送費高騰、ウッドショックによる木材等の高騰によりまして、ポスター掲示場設置に係る費用が予算作成時の見積り額よりも大幅に高騰しているため、必要額を増額するものです。なお、今回の増額分の予算は、全額国から委託金により賄われます。説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） 但馬銀行さんへの指定金融等の手数料なんですけども、352万円っていうのは、当分の間、どういうふうな契約内容なんですか。要するに、今、352万円に決めてそれをお願いします。今後、何かの事情があれば双方協議の上っていうようなことで、期間とか定めとかがどんなふうな定めになっているんですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） 一応、1年契約で、双方異議がなければ自動更新というような形ですしております。金額につきましては、今回、見直しを行いますが、今後については、詳しいことは未定でございます。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 今回見直しをされたということは、あと二、三年はこの金額で大丈夫だというふうな見込みでいいんですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○会計課長（西村 嘉通） この手数料に関しては、特に今後何年先にどうこうという話はございませんので、しばらくはいけるというふうに考えております。

○委員（松井 正志） 分かりました。

○分科会長（村岡 峰男） ほかにどうですか。

ないようですので、1点だけ、いいですか。

○委員（松井 正志） どうぞ。

○分科会長（村岡 峰男） 中川選管監査事務局長、今、参議院選挙の合同掲示板が立ってますね。前にもお願いをして修正されたと思っと思ったんですが、コープの横の道路のところに掲示板がコープの前まで、ちょうど、丸亀製麺のちょっと前にね、掲示板があるんです。あれ、道路の側から貼るようになってるんですが、歩道の側から貼れるように向きを逆にしたほうがええんとかやうかな。歩道の側から見れるようにということをおっしゃるとしたら、夏の、去年の衆議院選挙では変えられたんですよ、歩道の向きに。そしたら、今

度また車道の側に向いとして、ポスター貼る人たち、貼ってもらう人も車道から貼らんなんと。車が後ろをどんどん通るのに。それを、歩道の側にしたほうが見る人にとってもいいし、貼る人にとってもええということで、修正されたのにまた元に戻っちゃったんだけど、何かお聞きになってますか。

どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） ただいまの件に関しましては、若干、私耳に入れておりますが今回設置した経緯につきましては、いろんな方の、たくさんの方の意見を聞いたわけではないんですけども、周囲の状況だとかいろいろ考えて、今回のやり方にしたというふうに聞いております。ただ、今後ずっとこのやり方というわけではなく、いろいろ柔軟にいろんな方の意見を聞きながら対応していきたいとは考えております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 掲示板はやっぱし、ゆっくり歩きながら見てほしいなということからすると、歩道から見ると。車道の向こうの歩道でなくてね。車乗っとる人から見たら、こんなポスター見とられんわけですのでね。それから、その辺はいろんな意見があるかも分からんけども、一度検討してみてください。現場に立って見られたらよく分かると思うんです。

それとついでに、今の掲示板で、あの14番っていうのは何で字が小さくなって……（「確かに」と呼ぶ者あり）そこにポスターが貼ってありますね。普通だったら16番の一番最後に貼るんだろうに、途中の14番のところにポスターが貼られてるのは、何か理由があるんですか。

どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） まさにおっしゃるとおりなんですけども、まず、業者に発注しましたのが13人分というんでしょうか、14番目の枠のところにいろいろな説明書きが書いてあるものでした。急遽、県の選挙管理委員会のほうから候補者が増える可能性があるということで、間際になりまして、もう掲示板の作成を業者が終えた段階で15、16を継ぎ足したという経緯がございます。そ

ういう関係で、14番目のところに今そういった文字があって、15、16があるというような状況ですけども、誰が見てもおかしい状況ですので、14番目の枠のところに上から14の番号シールを貼る作業を現在業者のほうにお願いしている状況です。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） もし、立候補者が14人なった場合は、もう14番飛ばして15番になるわけですか。

どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） 万が一、14人立候補者が出た場合は、14のところに貼っていただく予定です。ですので、今、14番目のところにポスターを貼れるように14の番号シールを上から貼るように、業者のほうにお願いしとるところです。あくまでも14人出た場合は、14のところに貼っていただくということになっています。

○委員（松井 正志） 14に書いてあるのは16に行くっちゃうことだな。14に書いてあるような内容は、16のほうに行くっていうことだな。

○分科会長（村岡 峰男） シールが貼ってありますよね。

○選管監査事務局長（中川 光典） 16のところに14に書かれてる文字が細かく書かれています。文字がちっちゃくて目立たないんですけども、同じようなことが16のところに書かれていますので、16のところを特に触る必要はないというふうに思っております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） もう1点、これは、県選管の指示ですか、豊岡だけのこと。

どうぞ。

○選管監査事務局長（中川 光典） 兵庫県内全て同じです。

○分科会長（村岡 峰男） 同じ状況。

○選管監査事務局長（中川 光典） ですので、どこ自治体も困ってると思います。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 分かりました。了解です。ほかありませんか。

どうぞ。



○委員（浅田 徹） 関連ということでちょっとお尋ねしてみたいと思います。コミュニティの事業費の関係です。500万円ってことで、2地区、それぞれ特色のある活動をされるということでもあります。ただ、非常に5年計画見ましてね、コミュニティが発足しまして、5年だと思えます。3年ぐらいで一括交付金の一遍見直しを検討したらみたいな、そういう当初ございました。

その中で今、非常に課題になっていますのが、特に、小学校単位でこういうコミュニティあるわけですけれども、特に社会体育の分が非常に心配しています。つまり、学校がなくなれば、開放事業ずっとというふうなことはなくて、使用等についても行政財産になりますから、それも理解はしています。それで年間70万円とか、それはコミュニティが、地元が払うというふうなことがあるわけですけれども、やはりこれは、この補助金、このコミュニティの事業として、やはりそれぞれ今の、今回の答弁聞いてても一括交付金の中でおやりなさいみたいになってるわけなんですけれども、全然これ僕は別の話だと思ってます。こういうこの議論とか、こういう今回の事業費、それから地元から上がってくるわけですけれども、この審査、審議、これは今どこでされとる、コミュニティもそれぞれ振興、この中で、課内でその辺の要件の中身とか、適正なその、言わば、どういいますんか、補助金、その制度の中身の吟味とか、そのことについて少し、申し訳ない、教えていただければと思います。これ、一般質問では私今回はしないことになるので、一つここで尋ねしときたいと思います。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○コミュニティ振興課長（若森和歌子） 今回のこの補正予算とはちょっと違った視点かなというふうに思うんですけど、よろしい……。

○委員（浅田 徹） まずは補正予算じゃない、この中身の審議、決定に至る……。

○コミュニティ振興課長（若森和歌子） 一括交付金のことですかね。

○委員（浅田 徹） それと、今言う、一括交付金

というよりも、その助成制度の中で、そういう今みたいに一括交付金外の、例えば使用料、使用料っていいますのは、つまり活動分も含むんですね、事業費ですから、体育館を置かれるとか。つまり、学校の施設を当然今までは地域コミュニティその活動の中に、言わば、無料で施設を活用できたわけですが、一体ですのね、小学校とコミュニティ施設っていうのは。たまたま分かれたから、例えば、学校教育でいう今学校の無料開放みたいなことの中で、あるところは使っておられますけれども、ないところは、もう財産が教育財産から行政財産に変わったら、それは当然、学校じゃないから教育委員会ではもう使えませんよということになります。その手だてが、やはり地元から出てきたり、議員さんからは出てるんだけど、なかなかこう、こういう補助制度なんかの仕組みはあっても、根本なそのベースの部分ですね、今までスタートしてからの話のついていうのは、当然、それ担保されるべきことじゃないかなということがありますから、当然そういうものについても助成、補助金で対応される内容じゃないかなと。つまり、公平性に欠くんじゃないかと。

○分科会長（村岡 峰男） 質問の趣旨、分かりましたでしょうか。

○コミュニティ振興課長（若森和歌子） はい。

○分科会長（村岡 峰男） ちょっと分かりにくいことないかな。

○委員（松井 正志） いやいや、本会議で岡本さん言っとった。でもそれを言うんだつたらな、補正予算に絡めて、そういうのをこういう経費に充ててくれっていいなつたら質問になるでしょう。

○委員（浅田 徹） だからその辺を、つまり補助金でもこれを認めましょうと、そういうことばかりしてますやん。

○委員長（村岡 峰男） どうぞ。

○コミュニティ振興課長（若森和歌子） まず、このコミュニティ助成の補助金なんですけれども、備品ということで要求をしています。確かに、一括交付金の中に多額な備品が購入できる費用があるかっていったら、そこまで一括交付金の中で想定はして

いないものでありまして、浅田委員がおっしゃるのが、全体のコミュニティの財源としてどうかという意味だと思えます。

学校施設は、どんどん統廃合進んでいますが、こちらとしましては、コミュニティ活動の拠点は基本、コミュニティセンターとっております。どんどん学校のほうとか廃校になってきますけれども、コミュニティが全て廃校となった学校施設を維持管理していったりすることは、ちょっと難しいというふうに考えています。その中で、一括交付金ですので、言ってみれば人件費に使っていいですよとか、それから備品に使っていいですよという、地域の方が決定されて使われているものですので、それについて、こちらのほうからこうして使ってくださいよというふうなお話はできないというふうに考えています。

○委員（松井 正志） 委員長、ちょっと休憩していただいただけませんか。

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、ちょっと暫時休憩します。

午前10時28分 分科会休憩

午前10時35分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） それでは、休憩を閉じて、分科会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

ここで休憩をします。再開は10時45分。

午前10時36分 分科会休憩

午前10時44分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） それでは、分科会を再開します。

次は、第64号議案、令和4年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第64号議案中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、まず、財政課から全体概要を含めて説明を、その後、担当課から説明願います。

それでは、順次説明願います。

まず、財政課長からお願いします。

どうぞ。

○財政課長（長谷川幹人） 追加議案書の75ページをご覧ください。第64号議案、令和4年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条で歳入歳出それぞれ3億8,605万3,000円を追加しまして、総額を485億2,517万円とするものでございます。

補正予算の概要ですが、原油価格、物価高騰の影響を受けまして、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が拡充され、この臨時交付金につきましては、国からの交付金で、10分の10事業に充てられるといった交付金でございます。この臨時交付金が拡充されまして、原油価格、物価高騰対応分が新たに創設、本市にも、約4.2億円が交付される見込みというふうになっております。この臨時交付金を活用しまして、子育て世帯の給付金、これ1人2万円。給食費の負担軽減、あと農家、介護サービス事業所等への支援を行うといったものでございます。

財源としましては、96ページ、97ページをご覧ください。地方創生臨時交付金などのほか、一般財源には、財政調整基金繰入金を充てることとしております。なお、この財調、一般財源を入れる意味としましては、事業費が臨時交付金を上回っていると。ただ、事業費につきましては、入札減、事業費減がありますので、最終的にこの財調の繰入れは必

要なくなりますので、これはまたゼロになるものと思っています。概要は以上です。

なお、財政課が所管する歳出はございません。説明は以上です。

○分科会長（村岡 峰男） それでは、続いて、若森DX推進課長。

どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 86、87ページをご覧ください。上から2つ目、1、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業費です。87ページのほうですけれども、マイナンバーカード、出張申請受付業務委託料として、400万円を計上しています。この予算は、夏休み期間の土、日曜日に、市内の大型商業施設等にマイナンバーカード申請受付窓口を設置することとし、その業務を外部に委託するためのものです。

内閣府が、2018年度に行った世論調査では、マイナンバーカードを取得しない理由として、大きく分けると3つ。1つは、取得する必要性を感じない。1つが、紛失や情報漏えいが心配。もう一つが、申請手続が面倒というのが上げられています。今回のこの予算は、このうち、申請手続が面倒を緩和し、マイナンバーカードの取得を促すものです。

加えて、この予算をなぜDX推進課が提案しているのか簡単に説明します。マイナンバーカードの申請とか交付の事務の担当は市民課です。現在、市民課は、日常業務に加えてこの補正予算で計上している子育て世帯への給付金など、複数の業務が加わって手いっぱい状態です。一方で、マイナンバーカードの取得促進は、今、このタイミングで実施すべきことです。そこで、時間のマネジメントの柱の一つ、助け合うに基づき、市民課と協議の上、予算化であったり議会での説明等をDX推進課が行っています。予算をご承認いただいた場合には、契約等もDX推進課において行う予定です。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

どうぞ。

○委員（松井 正志） これは、マイナンバーの担当

課の市民課がないところで言ってもいやあないんだけど、本来、普通に普及を進めていったらこんな予算は要らなかったんだわな、結果としてはっていうふうを感じるんで、それは言っても仕方ないんで、皆さんも恐らくそう思うと思うんだけど、何でできなかったってことになるんですけど、さらに先ほどの説明の中で、交付が少なかった理由を上げておられますけども、1か所に、例えばこういう場をつくっても、それは現在の市役所とか振興局に来てくれということと同じじゃないかなって気がするんですけどね。だから、本当に効果があるのかなという気がするのか一つあるんですけども、ただそう言いながらも、大型の商業施設であれば来られる方があるんで、そのときに誘導したりすればある程度効果はあると思いますけども、それも日常生活で行動できる人だけに限られてるんで、それ以外の高齢者とか高齢者に近い方であるとか、商業施設中心に来れない方は全然対象外なんで、効果はあるけども、限定的な効果のように感じるんですけども、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） お2つ質問があったと思ってます。

まず、1つ目のご質問です。私たちは、今回この予算を立てた狙いとして、平日になかなかお休みを取ってまで申請の窓口にお越しいただきづらい、例えば子育て世帯であったりという方をここで、平日役所には来づらいので、土日に、夏休み期間ですので暑いってこともあってお子さんを連れて大型商業施設に行かれる機会が多いただろうと、その観点からその方たちの利便性を向上して、いや、本当は取りたいんだけど、役所に平日休み取ってまでよう行かんわっていうような方をここで、そういう方たちに取得の機会をご提供をして取得をしていただくというふうに思っているものです。

それから、2つ目のご質問です。本会議でもありましたとおり、4月に総務省の事業で、コープデイズ豊岡さんで2回、土日ですけれども、226人の

方が申請にお越しになった。しかも、たくさんお越しになって打ち切ったというふうに聞いております。なので、そこですると、それなりの数の方が同じようにお越しになるのではないかというふうに思っているところです。

内訳といたしますか感想レベルですけれども、決して若い方ばかりではなくて、ご高齢の方もいらしていたというふうに聞いておりますので、そこは効果があるのでは、同様の効果があるのではないかというふうに思って予算を計上したところです。以上です。

○委員（松井 正志） 見解の相違ですわ。

○分科会長（村岡 峰男） ほかないですか。

私も1点だけね、400万円で、これ委託ですね。何回して何人を目標とかっていう委託内容っていうのはあるんですか。

どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 土日合わせて10回、土曜日で1回、日曜日で1回っていうふうにカウントして、10回窓口を設置しようとしております。1回当たり200人掛ける10回、2,000人を目標としております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（松井 正志） 2,000人っていったら、普及率はどのぐらい、何ポイント向上するんですか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） 約2.5%でございます。

○分科会長（村岡 峰男） いいですか。

どうぞ。

○委員（浅田 徹） この大型店舗ですけども、もしも名前が分かればということと、当然、そこは会場を兼ねるといこと、そうすると手続は当然市民課の職員が土日、言わばそこに……。

○分科会長（村岡 峰男） 委託だで。

○委員（浅田 徹） 委託でも手続は、全てその企業にお任せちゃうということで、ちょっとその点について。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） まず、店舗の名称ですけれども、今、アイティさんと協議をしているところでございます。まだ決定ではございません。

2つ目、会場の使用料等かかりますけども、それも全て合わせて委託先をお願いをしたいというふうに思っております。委託先が借りていただいて、会場運営、セットをお願いする、そういうふうにイメージしております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（浅田 徹） じゃあ、手続も事務も全て、その社員さんが手続されるというふうなことで。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） そのとおりでございます。

例えば、4月に総務省さんがされた事業では、写真撮ったんだけど写真をマイナンバーカード作る先、国の機関ですけど、に送ったら、この写真じゃあかんと言われたと。そういったこともありましたので、そういった、ミスではないんですけども、手続が順調にいけへんかった場合の対応も含めて、全て委託先をお願いすることを今考えております。ただ、それをそのまま受けていただけるかどうかは分かりませんので、ていうところです。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○委員（浅田 徹） 手続そのものも、言い方悪いけど、丸投げ。ただ、その制度とか、今みたいに合否の関係、これ、ちょっとこれじゃあ駄目よというようなことも、言わば職員だったらある程度チェックも含めて手続完了ができるんだけど、その後はどうなる。そこを受けたものをもう一遍、市に提出してもらって再チェックっていうんか、それじゃなくて、そこでもう完結というふうなことになるのか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○DX・行財政改革推進課長（若森 洋崇） すみません、その細かな作業の流れは私は承知していませんけれども、基本的に、全てその業者さんで責任を持って申請の手続を完結していただくという

ふうなことを今考えているところです。以上です。

○委員（浅田 徹） 分かりました。

○分科会長（村岡 峰男） ほかはないですか。

どうぞ。

○委員（前田 敦司） すみません。昨日の夕方のニュースなんですけど、国がマイナンバーカードの普及率に応じて、来年度から地方交付税の算定に差をつけるみたいなのが出てるんですけど、この辺は何か聞いておられますか。

○分科会長（村岡 峰男） どうぞ。

○政策調整部長（塚本 繁樹） たしか、NHKのニュースで昨日何かちらっと見ましたけども、突然の話でびっくりしております。通知は何も来ておりません。これから検討というような話だったと思えますけども、そういうことも国は考えているような話はニュースで知りました。

○分科会長（村岡 峰男） 大臣がちょっとしゃべるとくらいちゃうんか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

いいですか。

○委員（前田 敦司） 分かりました。

大切な、そういうふうなことになってくるのであれば、また余計普及、啓発に向けていく必要もあるのかなと思ったりするので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○分科会長（村岡 峰男） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員会に付託及び分科会に分担されまし

た案件の審査は終了しました。

ここで、その他報告案件も含めて、委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

ここで、まず最初に税務課長。

どうぞ。

○税務課長（宮崎 雅巳） 先ほど、村岡委員長からのご質問の中で、市県民税が申告していない場合、不利益があるかということで、ないであろうというふうにお答えをしたんですけど、先ほどおっしゃられた国保税の減免、軽減については、若干そこに未申告なばかりに軽減がかからない方もいらっしゃるということがあります。その方々については、申告していただくような案内を全ての方にしておりますので、そこでお知らせができていますと理解しております。以上です。

○分科会長（村岡 峰男） 分かりました。

ほかにございせんか。

それでは、ここで当局の皆さんご退席をいただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、ここで分科会を暫時休憩します。

午前11時01分 分科会休憩

---

午前11時32分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） それでは、委員会を再開します。

まず、これより協議事項（2）の意見・要望の取りまとめについて、まず、委員会における意見・要望のまとめに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件の審査は終了しました。

ここで、委員会意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

○委員（太田 智博） なし。

○分科会長（村岡 峰男） 委員会の関係の分ですね。

○委員（浅田 徹） 今回は特にない。

○委員長（村岡 峰男） 何もない。

○委員（松井 正志） 申告のそこは問題があるっ

ゆうこと、無申告の場合は。

○委員長（村岡 峰男） まあまあ、要望までならんしな。

じゃあ、意見・要望はないということでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

午前 11 時 33 分 委員会休憩

---

午前 11 時 33 分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 次に、分科会について、意見・要望のまとめに入ります。

分科会の協議事項、意見・要望のまとめについて分科会要望のまとめに入ります。

当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しています。ここで、分科会意見・要望として予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

どうですか、補正予算の関係で。

どうぞ。

○委員（太田 智博） もしつけるなら、松井副委員長言われとった、本当に効果があるのかって話ありましたよね、マイナンバーの開設。

○分科会長（村岡 峰男） マイナンバーね、はい。

○委員（太田 智博） 商業施設アイティのみで、2,000人で2.5って言ったんかいな。

○分科会長（村岡 峰男） そうですね。

○委員（太田 智博） 2,000人で2.5%、まあどっちでもいいか。せつかくね、400万円使ってやられるんならね、しっかりと、任せます、委員長に。

○分科会長（村岡 峰男） そこまでして、普及をしなきゃならないということなのかなと私は個人的には思う。

○委員（太田 智博） じゃあ、なしで。

○委員（松井 正志） 普及はせんなんですね。

○分科会長（村岡 峰男） えっ。

○委員（松井 正志） マイナンバー制度がいいかどうかは別にしてね、何らかのそういう情報で全体が回るような社会にしないと。

○分科会長（村岡 峰男） そういう状況をね、休憩です、休憩します。

午前 11 時 35 分 分科会休憩

---

午前 11 時 37 分 分科会再開

○分科会長（村岡 峰男） 休憩を閉じますね。

分科会を再開しますが、意見・要望は特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） じゃあ、意見・要望はなしということで取りまとめさせていただきます。

次に、分科会長報告については、内容については、正副分科会長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で分科会を閉会します。

午前 11 時 38 分 分科会閉会

---

午前 11 時 38 分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 委員会を再開します。

これより、3番の協議事項、（3）市民との意見交換会についてに入ります。

5月25日発行の議会だよりで、意見交換を希望する団体を、6月10日期限で募集したところ、残念ながら応募はありませんでした。ということで、ちょっと休憩を取りますけども、どうでしょうか、皆さんの中からこんないい団体があるがなっていうようなあれはありませんか。

午前 11 時 38 分 委員会休憩

---

午前 11 時 44 分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） じゃあ、休憩を閉じます。

次は、閉会中の継続審査の申出について、これより、第4の閉会中の継続審査申出についてに入ります。

資料4ページにあります、委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として、議長に対して申し出

したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより、4番、その他に入ります。

その他、委員の皆さんのほうから何かあればお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡 峰男） ないようでしたら、その他については終わります。

次に、今声が出ましたけども、行政視察について協議をしていただきたいと思います。

○委員（松井 正志） 議運で方向決められたことをちょっと説明していただけますか。

休憩だと思います。

○委員長（村岡 峰男） 私からでもええし、じゃあ、事務局から。

休憩します。

午前11時46分 委員会休憩

---

午前11時56分 委員会再開

○委員長（村岡 峰男） 今日の段階としては、10月17日から21日までを日程的には抑えてもらうということだけ決めておきます。

それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時56分 委員会閉会

---